

部落問題と宗教

鶏 内 泰 寛

序

一九六九年に時限立法として同和対策事業特別措置法が成立し、同和問題の一定の解決がなされたということでは、〇〇二年に終了、これとほぼ時を同じく二〇〇〇年より同和地区、同和関係者に限定しない一般対策として人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定されました。しかしながら、今回、「部落問題と宗教」というテーマを取り上げさせて頂きましたのは、京都の地に於きましては未だに部落問題は大きな社会問題として横たわっているからです。京都だけでなく、関西地域は全国的に見てこの部落問題が社会問題として大きな比重を占めています。京都では義務教育において人権週間に部落問題を勉強する時間が設けられています。私自身も、小、中学校時代には人権擁護をテーマとした絵を描いたり、班ごとに人権新聞などを作り、発表した経験があります。近年まで、それが普通であると思っておりました。しかしながらそれが全国的に見て特出したことであると知りました。私が沖繩に居住した際、友人が「私の部落ではね……」というような話を聞いてびっくりしたことがあります。よくよく話してみるとその地域では単に村というような意味で使用されていました。また、関東の方に人権学習があったかお聞きしますとそのような授業を受けたことはないそうで、全国的にはこの問題に対する温度差があらうかと思えます。また、部落を含有する地域においても世代的に温度差があるように思われます。

また、この問題に対する偏見は高齢者の方に強く見られます。その感覚としては、部落地域の人は、怖い、汚いというように捉えているようです。また、この問題が未だに結婚の障害にもなっていると感じます。一世代上の方には、実際に結婚で部落出身ということが障害となり自殺をされた方があるということも聞いています。また、近年部落内外で通婚をされた方の中にも、おじいさんが「部落外の人と一緒に良くなった。我々の時代では考えられなかった」と大声で涙を流して泣かれたそうです。ここにも現在における、部落問題の現状が見て取れます。

現代の部落問題に於いて、これまでの同和対策事業特別措置法で部落地域が優遇されていたことが、一部に於いて逆差別の助長を促したようにも感じています。例えば、かつて部落地域のアパートの家賃が一般的な家賃に比べ少し抑えられたり、部落地域の学力向上のために部落の子供のみを対象にした「センター学習」や「補充教育」という時間が持たれたりしたこと、また同和対策事業の費用搾取を目的としたエセ部落運動団体による金銭問題、暴力問題等が逆差別という感情を周辺地域の方に持たせてしまったように思います。

また、私の周囲の教師を見回しても厄介な部落問題には関わりたくないという人が多く、人権問題に対する誤った価値観を持っている方もいるように思えます。近年においても宗内教師がラジオの生放送で差別用語を発言し、視聴者から苦情が寄せられたりして、問題視されたこともありました。このような、無知からくる過ちをなくすためには部落の歴史認識を精査する必要があると考えます。

部落形成の歴史を考えますと、宗教がその一翼を担っていたということが分かります。私達はまずこのことを知り、また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が成立し、この問題が第二の段階へ移行した中で教師や寺院の果たせる役割が何であるのかを考えておく必要があると考え、この度の発表を行わせて頂きます。

日本の風習と仏教伝来

大正九年十二月付けの内務省の統計（資料1）をご覧下さい。これを見て頂きますと、特殊部落とされた地域は近畿地方に集中していることが分かります。特に京都市は、長く都がおかれ政治的にも経済的にも全国を中心であつたことから最も早く穢多の形成を見ました。それ故、穢多の源流とされました。

穢多の言葉の起源は、一説に餌取の転訛だと考えられています。このことは鎌倉時代の『塵袋』に

「キヨメをエタというはいかなる詞ぞ」「根本は餌取というべきか、餌というは、ししむら鷹の餌を言うなるべし。それをとるものを言うなり」とあります。

穢多の言葉の起源である餌取も元来は賤しまれたものではありませんでした。餌取は、字のごとく鷹司の鷹に食べさせる餌を取ることのために、牛馬などを屠殺して餌を取ったことに由来します。（資料2）ですが、常徳寺所蔵の平安時代に作られた鷹司の木像です。常徳寺は、藤原忠実の屋敷跡と言われております。このことから、貴族社会の間では、このような遊びが文化として行われていたことが想像されます。鷹を使って鳥を捕らえることは仁徳天皇の代からあり、また、大宝令官制に主鷹司の規定があります。それ故、これに付随する餌取の由来もまた古くからあつたことが分かります。古来、日本では狩猟が盛んであり、牛馬を食べる習慣がありました。奈良時代に田植えが確立され、平安時代に田畑が普及したことで農業経済の確立を見たことと、仏教が伝来し天皇統治に使用され盛んになるにつれ、次第に殺生禁忌の風潮が強くなりました。ここに、仏教の殺生禁忌の決まりから肉食を穢れたものと見なす風が広まり、特に牛馬を殺生する屠者である餌取を蔑視する風潮が広まりました。その他にも生死や血に関係する職業、天皇の墓地を守る陵番、動物の死肉処分、皮革製造、助産等の職業を行うものは蔑視の対象となりました。これにより、鎌倉時代には餌取という語が、穢れ多きものとして「穢多」という語となつたと考えられています。又、

このようなことから鷹を飼い鳥を取る殺生も禁忌されるようになりました。平安時代の『三代実録』に

「諸国年貢と御鷹一切停止。また国司、鷹を養い、鳥を逐うを制す。あるいは聞く、多く鷹鶏を養い、なお殺生を好むゆえをもつて獵徒部内を縦横す。ゆえに重ねて制す。」とあります。

しかし、この当時、穢多の仕事というのは世の人の嫌う処であったので、これを独占した穢多は各地において特権を与えられ優遇されました。御所や寺院境内の掃除などもキヨメ（清目）と呼ばれ優遇されました。穢れを穢れの多い穢多が掃除をすることで、穢多が穢れを持って行ってくれキヨメられると考えられていたのです。また、掃除に付随する、箒や草履などの製造も穢多の独占した職業となりました。

部落の確立と宗教

徳川時代の幕開けと共に、封建制度が法制化されて、中央集権の時代となったことが、穢多の状況を悪化させ、部落確立へと進んでいくことになりました。

統治政策上から考えても、封建制度は武士階級にとって最も望ましい政治形態でありました。その最下層に置かれた穢多は、経済的活動の制限が行われ、生活地域を限定され、公平な裁判権がなく、普通民との婚姻を禁止されるなど、多くの権利を奪われることとなりました。このような、穢多の隔離政策が部落形成に結び付いたのです。実は、このことに仏教の思想が関与しているのです。というのも、殺生禁忌の思想は、仏教の戒律に背くものとされ、当時の娯楽であった寺社のお祭りや行事への穢多の参加を許しませんでした。また、僧侶が穢多に近づくことさえも戒律に背くものであると捉えました。

このような時代にあつて、浄土真宗が、部落地域への布教を積極的に試みたことは仏教界に於いて特出した点であろうと思います。高橋貞樹著の『被差別部落一千年史』には、この理由について、親鸞上人が御同行御同胞と手を握

り抱きあって差別なく教えを説き、非人とされた八坂神社の犬神人の人々を教化したという言い伝えによるとしています。社会から穢れた者として蔑視を受け、現実生活には絶望しか持てない部落民にとって、肉食妻帯を許し、何があろうと無条件に救うという阿弥陀仏の信仰に帰依するのは当時において極自然なことであったと言えます。大正九年十二月の内務省の統計（資料3）を見て頂きますと、浄土真宗に穢多の信徒が群を抜いて多いことがお判りになるのではないのでしょうか。実は、二番目に多いのはこの日蓮宗であります。これは、日蓮聖人が『佐渡御書』に「何に況や日蓮今生には貧窮下賤の者と生れ、旃陀羅が家より出たり。」（文永九年三月二十日 五十一歳）と言われ、一切衆生の救済を目指された平等思想から来るものかと思えます。徳川時代の中期にはこのような実態から浄土真宗の布教が広まり、浄土真宗寺院が盛んに建立されました。部落民の信仰は篤く、一部落に八ヶ寺を有するところもあったと言われています。

穢多解放

部落、穢多の政治的な解放は、明治四年八月二十八日の大政官布告第六十一条の解放令に見ることが出来ます。この時に解放されたのは、穢多二十八万三千一百一十一人、非人二万三千四百八十人、皮作等雑種七万九千九十五人、総計三十八万二千八百六十六人が解放されるに至りました。しかしながら、これは政治的な表面的な解放であり、穢多に対する民衆の潜在的な蔑視意識が解消された訳ではなく、真の穢多解放に至った訳ではありませんでした。その後も、島崎藤村の『破戒』の世界が存在し続けたのです。日本最初の自然主義文学と言われる『破戒』には、日本の封建制のゆえに同じ人間でありながら他の人間から差別されるという封建的な不合理である穢多の問題を悲劇として取り上げています。主人公丑松は、父の戒めから穢多という自らの出生を周囲に知られないよう生きるのですが、父の「自分が死んでも故郷に帰ってくるな」という戒めを破り、父の葬儀に故郷へ帰ったことをきっかけに周囲に知れるよう

になります。最終的には、卑しい身分の自分が小学校の教壇に立ち指導したことを、生徒の前で謝罪し、土下座し、村を出、テキサスへ新天地を求めることになります。

同和对策事業特別措置法の成果と弊害

このような部落問題を解消するため、先に述べましたように一九六九年に同和对策事業特別措置法が成立しました。その目的は、次のようなものです。(目的) 第一条「この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という)について国及び地方公共団体が協力して行なう同和对策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。」特に(同和对策事業の目的) 第五条には「同和对策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする。」とあります。

ここで、最初に述べました京都市の教育問題を例に挙げてみたいと思います。部落地域の学力向上のために部落の子供のみを対象にした学校教員による「センター学習」や「補充教育」という時間外学習に力が注がれました。(資料4)を見て頂きますと、調査開始当初の昭和三十八年三月、全市の高校進学率が七十五%、同和地区が三十四・七%と、その差が四十三%と倍以上の開きがありました。昭和五十九年には全市が九十一・六、同和地区が九十二・八と逆転したことが分かり、格差が無くなったといえます。これは、一応の成果と言えますが、この政策が部落地域だけを対象にしたことにより部落地域と周辺地域の間で摩擦が生まれました。

次に、結婚形態についてですが、一九七九年に国民融合全国会議が発表した調査内容（資料5）によると、四十歳以上の年齢の方の結婚形態は軒並み七十%以上と部落内で行われていたことが分かります。三十歳以下の方は、部落内外通婚が部落内通婚を逆転し、二十四歳以下では部落内外通婚が五十五・六%、部落内婚姻が十四・八%となり、大いに改善されたことが伺えます。今日では、この格差はさらに低下しているかと思われず。しかしながら全く解消された訳ではなく、現在においても結婚をする際にこの問題によつて家族に反対されることを聞きますし、家族関係を断つての結婚に踏み切ることもあるようです。

結

世界的に見ても同じ人種でありながら他から差別されるという部落問題は他に類を見ない、日本独特ともいえる問題であります。人間でありながら人間として扱われない穢多の悲惨なる実状を作り上げたのは、殺生禁忌の仏教に因を発し、江戸幕府の封建制度を要因に確固なるものとして確立されたと考えることが出来ます。その中において仏教本来の本意や平等思想は歪曲され、穢多を戒律に背くものとして排除していったことは仏教界として反省すべきことではないかと思えます。また、差別戒名の問題、興信所への個人情報流出による結婚問題への加担など、仏教界の過ちが部落差別を後押ししてきたことは紛れもない事実なのです。そして未だに、多くの方は部落に対し潜在的に蔑視意識を持っていることも事実なのです。同和対策事業特別措置法が終了し、二〇〇〇年より人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定された現在、今一度部落問題を理解することを通じ、これから起こりうる人権問題に注視し、人権啓発を喚起して行くべきだと思っています。

私の実感として一番大きな変化は、近年、部落民として差別を受けてきた方々と直接対話が可能になってきたことです。これには信頼関係が絶対条件ですが、大きな進歩ではないかと感じています。その中に於いて教師は大きな役

割を果たせると考えます。教師は、部落内外の双方の意見を聞くことが出来ずし、誤った思想信条の方にアドバイス出来る立場でもありません。寺院布教においても、人権啓発を取り入れることは十分にできると考えます。また、その際行政、学校、警察、弁護士などと連携しておくことも必要かと思えます。数字には表れてこない部落地域への潜在的蔑視意識を変えていくことが求められています。これには、地域間交流が重要であり、今までの部落地域のみ解放されてきた体育館や隣保館を積極的な交流の場として利用し、人と人との付き合いができる地域への変革が必要です。今こそ、相互の理解を深められる時ではないでしょうか。

人権問題は直接に人の生死に関わる問題です。「立正安国お題目結縁運動」のちに合掌」を掲げる日蓮宗は、相手を敬う但行礼拝をもって人権を奪われた人に寄り添える教団である必要があると思えます。それには、法華経の教えに適った「人間尊重、相互理解、相手の立場に立って考え行動する」という菩薩行の考えそのものが、人権擁護の思想と合致するものであることを理解し、本来の法華経信仰そのものの姿を日常の社会生活の中に顕現して行ければと考えます。

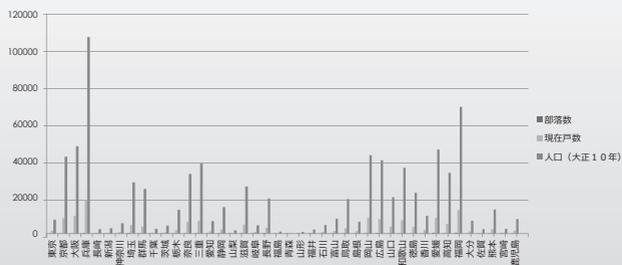
参考文献

- 『被差別部落一千年史』 高橋貞樹著 岩波文庫
『宗教と部落差別』 中尾俊博著 柏書房
『日本歴史の中の被差別民』 網野善彦著他 新人物往来社
『差別用語の基礎知識』 高木正幸著 土曜美術社
『人権シリーズ』 日蓮宗人権対策室 日蓮宗宗務院
『部落史がわかる』 上杉聰著 三一書房

- 『被差別部落の歴史』 原田伴彦著 朝日選書
『被差別部落史の研究』 山本尚友著 岩田書院
『人権シリーズ』 日蓮宗人権対策室 日蓮宗宗務院
『たしかな明日へ』 京都市協議会 京都部落問題総合センター
『京都の同和行政』 京都府部落解放運動連合会

〈資料1〉

部落に関する内務省統計 図1 (大正9年12月付)



〈資料2〉

鷹司 常德寺所蔵



〈資料3〉

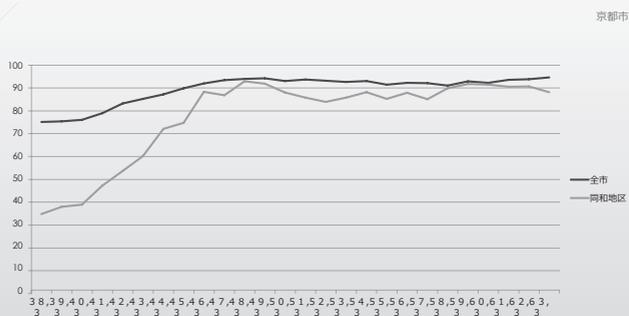
部落に関する内務省統計

(大正9年12月付)



〈資料4〉

全市および同和地区 高校進学率の変化



〈資料5〉

年齢別に見た結婚形態の推移

(1979年)

